わが国と結核低蔓延諸国における結核患者サーベイランスの比較検討：サーベイランスに関わる制度

[1,2]泉　清彦　[1]内村　和広　[1,2]大角　晃弘

要旨：〔目的〕日本と欧米諸国との結核患者サーベイランス制度について比較した。〔方法〕日本・オランダ・英国・米国を対象とし，調査票を用いて記述的比較研究を行った。結核患者サーベイランスについて，結核患者発生届出，結核患者登録，精度保証と情報保護，他サーベイランスとの関連，結核サーベイランス情報の公開，に関する情報を比較し，相違点を整理した。〔結果〕各国共通して，法的根拠に基づき，結核発生届出がオンラインにより速やかに報告されていた。患者登録情報は，データベースにより各行政レベルで共有され，中央レベルにおいて，年報形式で集約されてフィードバックされていた。オランダと米国では，接触者健診の実施状況に関する情報を積極的に収集しており，接触者健診実施状況の評価を行うことが可能であった。さらに，英国と米国では，抗酸菌サーベイランスが結核患者サーベイランスと統合されていた。日本の結核患者サーベイランスにおいて，登録漏れや二重登録の現状を調査することの必要性が示された。〔結論〕今後，日本が結核低蔓延化に向かう中，結核菌遺伝子型別情報の共有化および登録漏れ・二重登録調査の検討が必要と考えられた。

キーワーズ：結核，サーベイランス，制度，精度保証